

第24回議会改革検討特別委員会

日時：平成30年9月12日（水）午前10時53分～

場所：市議会委員会室

今回の委員会では、前回協議した議会基本条例案（以下「条例案」という。）の内容について、委員から出された意見を整理し各条項ごとに協議を行った。

前回までの委員の意見により、条例案第9条では市長等と議会との関係について、同第12条では議長及び副議長の職を志願する者の所信表明について、それぞれ内容を協議した。

その後、条例案第1条から第21条までの内容の確認を行った。

【条例案の主な構成】

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条～第5条）

第3章 市民と議会との関係（第6条～第8条）

第4章 行政と議会との関係（第9条・第10条）

第5章 議会運営（第11条～第15条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第16条～第20条）

第7章 条例の見直し（第21条）

附則

まとめ

今回の協議により、条例案はほぼ内容が決定した。

次回、市議会改選後（議員定数減）の常任委員会、議会運営委員会等の委員定数を協議することとした。